

仮称) 北部事業予定地樹木伐採業務仕様書

1 目的

本業務は、次期最終処分場である北部事業予定地造成のため、用地内の樹木の伐採を行うことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 北部事業予定地樹木伐採業務
- (2) 履行場所 : 札幌市東区中沼町136-1892ほか (別添図面)
- (3) 履行期間 : 契約日から令和8年2月27日までとする。

3 作業の内容

(1) 樹木の伐採

別添図面内に生育する樹木について全て伐採すること。なお、伐採に関しては、可能な限り地面に近いところで伐採し、切り株が作業等の支障とならないようにすること。また、伐採した樹木の一時堆積場所については、委託者の指示に従うこと。

(2) 数量

伐採面積:13,000m²、売払い量:長材55m³、枝条・タンコロ80t

(3) 売払い

現場から発生する伐採木等は道央地区未利用バイオマス供給協議会(表-1)に売却すること。

※売払い金は受託者の収入とするため、収入分の控除を考慮して入札額を積算するよう留意すること。

表-1

道央地区未利用バイオマス供給協議会(事務局 石狩市森林組合) TEL(0133)78-2545 FAX(0133)78-2578 メールアドレス ishishin@ishikarimorikumi.jp	
根株	土は極力除くこと
長材	末口直径6cmから50cm未満、材長2.4mの幹材 末口直径50cm以上、材長2.0mの幹材
枝条・タンコロ	土、葉は極力除くこと

ア 事前協議について

- ・業務着手後すみやかに、石狩市森林組合へ事前協議の連絡をすること。
- ・事前協議は現地で行うことを原則とし、伐採木等の搬出時期、搬出量、堆積場所等について協議すること。
- ・搬出期間は12月～2月を想定している。この期間外となる場合は事前に石狩市森林組合へ確認すること。

イ 伐採木等について

- ・伐採木等は、下記①、②、③に分けて業務現場内に堆積すること。
①枝条・タンコロ:幹端材または枝条。土、葉は極力除くこと。
②長材:末口直径 6.0 cmから 50 cm未満、材長 2.4mの幹材。
③長材:末口直径 50cm 以上、材長 2.0mの幹材。

- ・売扱い1件の最低量は、11tダンプ1台を目安とする。(①:4~5t程度、②、③:20m³程度のいずれかを満たすこと。)
 - ・上記最低量を下回り、道央地区未利用バイオマス供給協議会へ運搬する場合は、受入れ条件等の詳細について事前に石狩市森林組合と協議すること。
- ウ 手続き等について
- ・回収する直前の長材にスケールを当て写真を撮影し、石狩市森林組合へ提出すること。
 - ・売扱った伐採木等について、木質バイオマス証明(別紙様式)を作成し、石狩市森林組合へ提出すること。
 - ・石狩市森林組合より計量伝票及び清算書を受取り、写しを委託者へ提出すること。
 - ・その他詳細については石狩市森林組合または委託者と協議すること。

4 契約金額の支払い

金額の支払いは総価契約の1回払いとし、業務完了検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

5 一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書に従い関連する法令を遵守し、履行しなければならない。
- (2) 秘密の保持
受託者は、業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない
- (3) 個人情報の取扱い
個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を参照すること。
- (4) 環境配慮について
 - ア 本業務の履行において、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ受託者は、環境負荷の低減に努めること。
 - イ 受託者は、業務に伴い排出される廃棄物の減量・リサイクルに努めること。
 - ウ 受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守して、業務の円滑な履行の確保及び生活環境の保全に努めること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び不明な事項について、受託者は、委託者と協議の上決定すること。
- (6) 受託者は、業務責任者及び担当者を選任し、書面をもって委託者に提出する。

6 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるものほか、下記の書類を作成し委託者に提出しなければならない。

名称	添付書類及び規格・内容	提出期限	部数
1 業務着手届	業務責任者等指定通知書 業務責任者等経歴書	着手後速やかに	1
2 業務実施計画書	業務日程表 連絡体制表	契約締結後速やかに	1

3	作業報告書	作業前、作業中、完了写真等を整理し報告書として取りまとめるこ と。 (写真は各項目5枚程度)	作業完了後速やかに	1
4	業務完了届		業務完了後速やかに	1

(仮称) 北部事業予定地樹木伐採業務
S=1 : 10000



住所：東区中沼町136-1892ほか

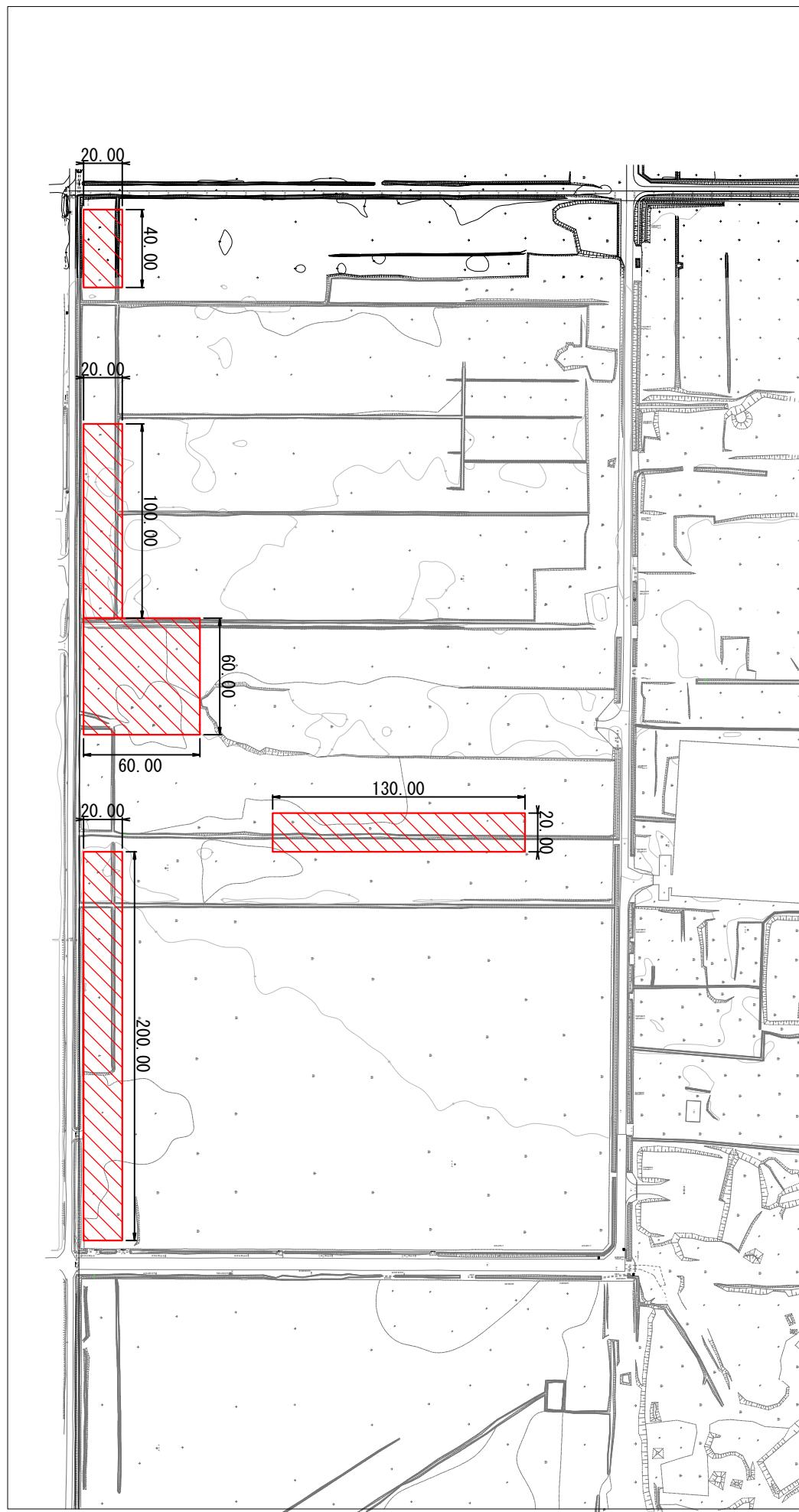
篠路破碎工場

業務範囲

400m

伐採平面図

伐採面積計 13,000m²



事業年度	令和7年度			
工事名	(仮称) 北部事業予定地樹木伐採業務			
図面名	伐採平面図			
縮尺	図示 (1/4)	図面番号	1	全 1 枚
札幌市 環境局 環境事業部				

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約(再委託)先の名称
- (2) 下請契約(再委託)する理由
- (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
- (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
- (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法

3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報について、本工事(業務)以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)と受注者(受託者)との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者(委託者)が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の終了時に、本工事(業務)において利用する個人情報について、発注者(委託者)の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者(委託者)に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者(委託者)から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者(受託者)は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者(受託者)は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者(委託者)に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者(委託者)は、本工事(業務)に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者(受託者)及び下請負人(再委託者)に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関する個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの 欄にチェックをしてください。

個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出

契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

基本方針等に記載がある(該当する場合は 欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。該当する 欄にチェック

従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			誓約書を徴した

上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の 欄にチェックしてください。

(2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの 欄にチェックをしてください。

秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出

従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの 欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称

施錠装置 有り 無し
その他 ()

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの 欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

取り扱うことができる従業者を定めている。

セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

施錠できる耐火金庫等に保管している。

電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。

その他

具体的な策を以下にご記入ください。

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務について、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

(連絡責任者)

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、 欄にチェックをしてください。なお、他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。

複数人で持ち運ぶこととしている。

他の盗難及び紛失対策を実施している。

対策を以下にご記入ください。

【様式 3 - 1 】

個人情報取扱安全管理措置評価書
(途中から個人情報の取扱いをする工事等用)

1 評価対象に関する事項

- (1) 会社名：
(2) 工事等名：
(3) 従業者数()：
個人情報の取扱いに従事する従業者数(提出名簿から)

2 令和 年度個人情報取扱安全管理措置に対する評価

- (1) 評価：
(2) 評価に至った理由

[]

3 各項目について

(1) 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定 (確認事項)
(2) 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置 (確認事項)
(3) 従業者の指定等 (確認事項)
(4) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 (確認事項)
(5) セキュリティ強化のための管理策 (確認事項)
(6) 事件・事故における報告連絡体制 (確認事項)
(7) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制 (確認事項)

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。	
（1）従業者の指定等（変更なし・変更あり）	
（2）管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）	
（3）セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）	
（4）事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況：	
（5）情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要：	
（6）その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	